

令和2年度 活動方針

全国公立学校教頭会（全公教）は、政策提言能力を備えた職能研修団体として、会則に示された目的を達成するため、次の方針に基づき活動を推進する。

1 研修活動の充実を図る。

全国8ブロックとの連携を深め、研究大会・研修会の充実に努め、職能の向上を図る。

- (1) 全国研究部長研修会・要請推進部長の研修会の充実
- (2) 全国研究大会の充実（第12期1年目の研究推進）
- (3) 中央研修大会の充実
- (4) ブロック研究・研修大会の充実

2 調査および要請活動の充実を図る。

単位教頭会・副校長会と一体となり、教育関係諸団体と連携をとり、教育水準の維持・向上に必要な調査を実施し、教育諸条件の整備・充実を求める活動を推進する。

- (1) 義務教育費国庫負担制度の全額国庫負担化および人材確保法の主旨を堅持する施策を講じられるよう提言する。
- (2) 学校教育の質の向上と学校の組織的運営を支援する施策を講じられるよう提言する。
- (3) 学校・家庭・地域の連携・協力を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう提言する。
- (4) 文部科学省の概算要求のエビデンスとなる調査を実施する。

3 組織の発展・強化を図る。

全公教の各ブロックの連携を深め、組織の円滑な運営に努めるとともに、組織発展・充実のための活動を推進する。

- (1) 役員及び事務局体制の充実
- (2) 専門部・委員会体制の充実
- (3) 単位教頭会・副校長会との連携強化
- (4) 文部科学省及び教育関係諸団体との連携強化
- (5) 未組織地域等の単位教頭会・副校長会への働きかけの強化と、全公教としての統一した活動の推進
- (6) 今後の全公教の運営を見据えた特別委員会の設置

4 被災地への支援を図る。

広域に甚大な被害をもたらした災害については、各ブロックと連携しながら支援体制を構築し、支援を行う。

- (1) 東日本大震災等の経験を風化させることなく、広域に甚大な被害をもたらした被災地の学校や子どもたちへの支援を行う。
- (2) 広域に甚大な被害をもたらす災害発生時、該当地域の単位教頭会・副校長会との速やかな連携と支援体制の構築を図る。